

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： コロナ禍により一時帰国した海外出向者の課税関係②

前号で、所得税法における居住者と非居住者の判定とコロナ禍により一時帰国した海外出向者に係る所得税の取扱いを説明しました。日本に一時帰国したものの、年末までに出国できないケースが多く発生することが想定されます。本号では給与と所得のみを有する日本人の海外出向者が一時帰国しているケースを前提に、年末調整・確定申告の手続きについて、整理します。

国内源泉所得の取扱い

所得税法は、人的役務の提供により生じる給与等については「国内において行う勤務」を国内源泉所得としています（所法 161①十二イ）。人的役務の提供先は問われておらず、国内で勤務する場合には国内源泉所得として認識されるため、コロナ禍による一時帰国の滞在期間が長期化する場合には、課税関係が複雑になります。

海外出向者に支給する給与等に関する課税関係を整理すると下記の通りとなります。

	勤務地	支給元	日本での所得税課税	源泉徴収
①	海外	出向元（日本）	課税の対象外	—
②		出向先（海外）	課税の対象外	—
③	日本 （国内出張、 又は、一時帰 国中のリモー トワーク）	出向元（日本）	課税（日本法人が負担する給与は、租税条約の短期滞在者免税の適用がない）	要（20.42%）
④		出向先（海外）	課税（租税条約の短期滞在者免税の適用がある場合（多くは183日以内の日本滞在）には免税）	国外払いなので源泉徴収制度の対象外

非居住者として年末を迎える場合

1年以上の出向契約等により海外へ出向した者は、一時帰国したとしても居住者となるわけではなく、出向契約が存続している限り原則的には非居住者のままです。

この場合、上記④の給与等について、日本の滞在期間が、課税年度を通じて合計183日を超えることとなれば、短期滞在財免税の適用は受けられませんので、全非居住者期間について所得税が課税されます。しかし、表に記載したとおり、国外払いの給与は源泉徴収の対象とはされませんので、20.42%の税率で分離課税の確定申告が必要となります（所法 170、172、212①）。

なお、③の給与等については、源泉徴収により課税関係は完結しますので日本での手続きは必要ありません。

非居住者として日本において源泉徴収又は確定申告により納付した所得税については、居住者となっている出向先国の外国税額控除制度により二重課税が軽減又は排除されると考えられるため、出向先国の所得税制を確認する必要があります。

居住者となる場合

帰国日から年末までの間に再出国することなく出向契約が解除又は期間満了により終了した場合には、その出向期間終了の日の翌日から居住者となります。

居住者となった日以後は、全ての所得について日本の所得税課税を受けます（所法 5①、7①一）ので、居住者となった日以後に支払われた非居住者勤務期間に係る給与・賞与等についても課税の対象となり、国内において、これらの所得の支払をする者は、源泉徴義務を負います。（所法 183①）

居住者となった日以後に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した居住者のうち、居住者となった日以後に支払う給与等の金額が2千万円以下である場合には、居住者となった日以後年末までに支給期が到来する給与・賞与等は、年末調整の対象となります（所法 190）。

お見逃しなく！

コロナの影響が長引く中、多くの海外出向者の一時帰国期間の長期化により、短期滞在者免税の適用対象外となるケースが続出しています。出向者は、一時帰国中も、出向先の海外法人に対して役務提供を行っているにも関わらず、所得税法は、勤務地によって国内源泉所得かどうかの判定を行うため、日本と出向先国（居住地国）との二重課税が生じています。現在、多くの会社がリモートワークを導入し、従業員の役務提供地に関係なく使用者に対する役務提供が可能となっています。今後、そのような働き方が主流となっていくことを考えると、国内源泉所得の判定について人の物理的な役務提供地で判断（所法 161①十二イ）するのが妥当だろうかという疑問が生まれます。